

[名古屋大学 ハラスメント相談センター]

相談を希望される場合は、事前にご予約をお願いいたします。

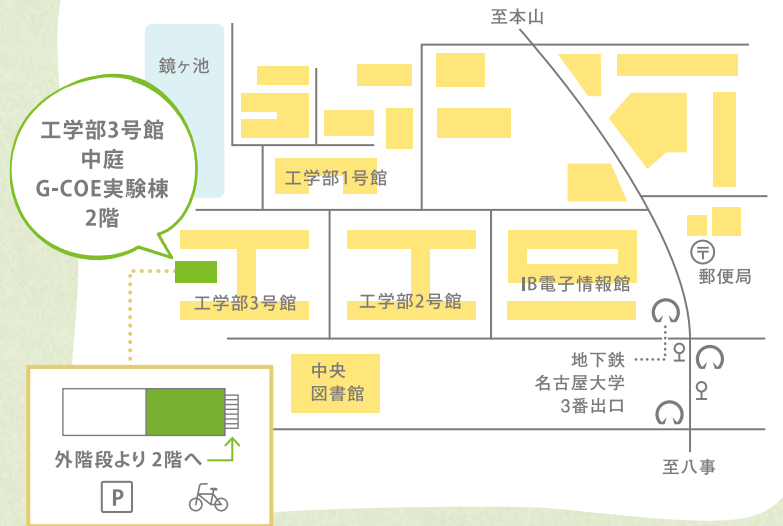
電話・FAX・Eメールによる相談の受け付けをします。

開室時間/月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 工学部3号館中庭 G-COE実験棟2階

TEL/052-789-5806 FAX/052-789-5968

〈東山キャンパス相談室〉



* 鶴舞キャンパス分室 *

基礎研究棟別館 1階 101号室 TEL/052-744-2827

* 大幸キャンパス分室 *

南館1階153号室 TEL/052-719-1529

E-mail(三室共通)/h-help@t.mail.nagoya-u.ac.jp

詳細につきましては、ホームページや相談センター便りをご参照ください。
<http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/>



パワー・ハラスメント

[定義]

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害される行為をいいます。パワー・ハラスメントに当たるかどうかにおいては、行為者の主観的な意図にかかわらず、客観的な判断が重視されます。

たとえば・・・

- ・ 不必要に多数の者がいるところで叱責する。
- ・ 意図的に必要な情報を与えない。
- ・ 特定の職員に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。

妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント

[定義]

妊娠や出産したこと、または育児や介護に関する制度や措置の利用に関する言動により、相手に苦痛や不利益を与えることをいいます。妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントに当たるかどうかにおいては、行為者の主観的な意図にかかわらず、客観的な判断が重視されます。

たとえば・・・

- ・ 職員が妊娠したため雇用契約を更新しなかったり、学生が妊娠したことを理由に退学を迫ったりする。
- ・ 育児や介護のために時短勤務をしている職員に対し、雑務ばかりさせる。
- ・ 家族の介護のために休業を申し出た職員に対して「そんなんじゃ任せられる仕事はない」「自分なら休暇は取らない」と言う。

ハラスメントのない キャンパスにするために

～あなたに知ってほしい とてもたいせつなこと～



心のつぶやきを私たちに聞かせてください。

「ハラスメント」は多くの場合、NO!と言えない状況で起こります。

つらい思いをしているあなたは、決して悪くない。

もしひとりで悩んでいるのなら、私たちに聞かせてください。

専門カウンセラーが今後の対策について一緒に考えます。

もし今現在、問題に直面していなかったとしても

「ハラスメント」を正しく知って理解してください。

大学生活を豊かなものにするために、大切なことです。



名古屋大学 ハラスメント相談センター

セクシュアル・ハラスメント

[定義]

性自認や性的指向等を含む性的な言動により、相手に苦痛や不利益を与えることをいいます。セクシュアル・ハラスメントに当たるかどうかにおいては、行為者の主観的な意図にかかわらず、相手が不快に思うかどうか重視されます。

たとえば・・・

- ・ある研究室では、いつも数人の学生が集まり、大声で猥褻な話をしている。他の学生はこのようなことを聞かされるのが嫌で、研究室を利用する時にはいつも苦痛に感じている。
- ・先輩の告白を断ったが、先輩から執拗にメールや電話の連絡があり、困っている。
- ・上司に2人で飲みに行こうと誘われたが、断ると、翌日から上司の態度が豹変した。

アカデミック・ハラスメント

[定義]

教育または研究上の優越的な立場を利用した不当な言動により、相手に苦痛や不利益を与えることをいいます。アカデミック・ハラスメントに当たるかどうかにおいては、行為者の主観的な意図にかかわらず、客観的な判断が重視されます。

たとえば・・・

- ・教員が指導の際に、学生の能力や人格を否定するような発言を繰り返したり、長時間にわたって威圧的な説教をしたりする。
- ・研究室に早朝から深夜までいることや、泊まりでの実験を強制し、休日を一切とらせない。
- ・「論文を通さない」「卒業させない」と毎日のように学生に言い、学生がストレスで体調を崩してしまった。

ハラスメントをなくすために

○ ハラスメントを受けてしまったら

- ・不快であるという意思表示をしましょう。
- ・その場から離れましょう。
- ・上に述べたような行為ができなかったとしても、不快な気持ちは大切にしましょう。そして、心の中にため込まずに書き出してみてください(記録は迅速な解決につながります)。
- ・信頼できる人に相談してください(友人、教員など)。
- ・相談センターを利用してください。

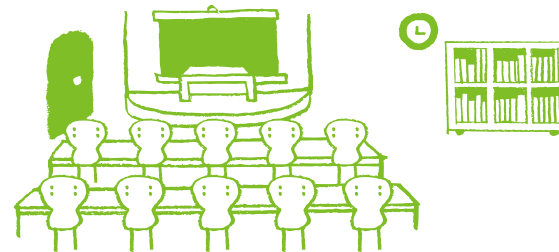
○ ハラスメントを受けている人から相談を受けたら

- ・話をよく聞いてあげてください。
- ・相談センターに行くことを勧めてあげてください。
- ・相談センターを利用してください(第三者からの相談も受け付けています)。

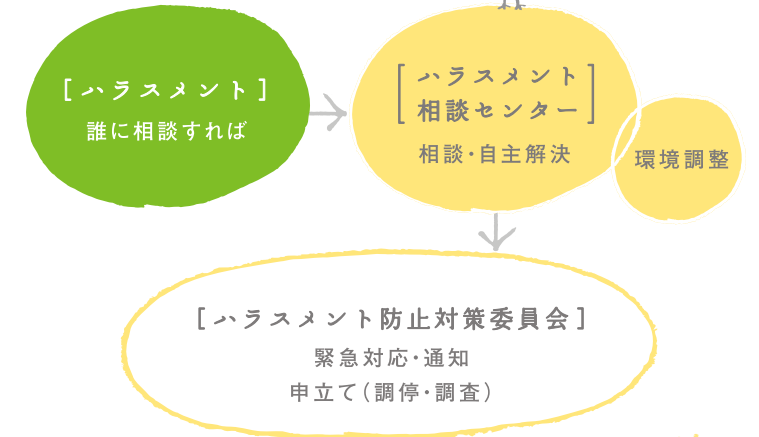
○ 加害者にならないために

- ・相手の意思を尊重し、相手が不快に感じる言動は繰り返さないようにしましょう。
- ・自分は気に留めないようなことでも、人によって受け取り方は異なります。自分の持つ力や優位な立場にいるということを意識しましょう。
- ・感じたことを率直に言い合える良好な関係・環境をつくることを心がけましょう。
- ・自分の言動は、自分や家族がもし同じことをされても平気か、また、自分の家族がそばにいても同じことができるか考えてみましょう。

権限を利用した不当な言動により、相手の意欲を低下させたり、環境を悪化させたりすることはハラスメントに該当すると考えられます。



相談の流れ



○ 相談

- ・専門の知識を持った相談員と一緒に解決方法を考えます。
- ・相談員には守秘義務があります。安心してお話しください。

○ 環境調整

- ・相談者の同意の下で、修学・就労環境などを改善するために関係者等に協力を求めます。ハラスメント相談センター長の判断により行われます。

○ 緊急対応

- ・相談者の同意の下で、相談者の保護のために迅速な対応が必要である場合に関係部局長等に協力を求めます。ハラスメント防止対策委員長の判断により行われます。

○ 通知

- ・ハラスメントの相談を受け付けたことを相手方である構成員等に通知することがあります。ハラスメント防止対策委員長の判断により行われます。

○ 申立て

- ・調停と調査があります。
- ・ハラスメント相談センターは、相談者がハラスメント防止対策委員会へ申立てを行うサポートをします。

